

質問事項に対する回答書

担当課

件名 令和8年度九州地方整備局北九州港湾・空港整備事務所外9箇所で使用する電気

経理調達課 契約企画係

	質問	回答
1	旧一般電気事業者が燃料費調整額の算定諸元を変更した場合においても、弊社では応札時点での算定諸元を、契約期間中継続して用いて計算させていただきますが、よろしいでしょうか。	燃料費調整額は、契約書第2条第4項に記載のとおり、「燃料費調整額、離島ユニバーサルサービス調整額、市場単価調整額は、本契約の需要地を管轄する旧一般電気事業者が定める入札における標準供給条件の算定方法によるもの」としております。
2	旧一般電気事業者が料金改定をした場合、契約単価変更の協議をご対応頂けますでしょうか。	旧一般電気事業者が料金改定を行った場合でも契約単価の変更は行いません。
3	1施設の電気料金のお支払いを複数で分担して支払いされることはございますか。また、弊社では1施設につき1つの請求書のみ発行のため、複数施設への分担した請求書の発行できませんがよろしいでしょうか。	分割請求は必要ありませんが、電気料金の支払いは、支出費目毎の金額に分割して振り込みます。また、請求書は一括でも構いませんが、一括の場合は、施設ごとの内訳が分かる明細等を付けてください。
4	特定電源割当証明書の発行時期についてですが、非化石証書を用いる関係で契約終了後2～5か月時間をいただきます。ご了承いただけますでしょうか。また、全施設の契約電力・使用電力量をまとめての作成でよろしいでしょうか。	送付時期についてはご質問のとおりで問題ありませんが、証明書発行後は速やかにご提出ください。 また、作成については、全施設まとめての作成でも構いません。